

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年11月24日(2006.11.24)

【公開番号】特開2005-111028(P2005-111028A)

【公開日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-017

【出願番号】特願2003-350296(P2003-350296)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月4日(2006.10.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機前面側に開放された筐体と、遊技に関する各種制御を実施する制御基板装置とを備え、前記筐体内にその背面部に対向するようにして前記制御基板装置を配置した遊技機において、

前記筐体の背面部に固定された第1台座部材と、

前記制御基板装置を搭載し、前記第1台座部材に重なるようにして設けられた第2台座部材とを備え、

前記第2台座部材を前記第1台座部材に対して回動可能とし、第2台座部材の回動先端部側より前記制御基板装置を着脱可能とする構成としたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第2台座部材上で前記制御基板装置をスライドさせることで、第2台座部材の回動先端部側より制御基板装置を着脱可能とする構成としたことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記制御基板装置のスライド方向に、前記第1，第2台座部材を重ね合わせた状態で前記スライドの障害となる障害部材を設けたことを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記制御基板装置は長辺部と短辺部とを有する矩形状をなし、該制御基板装置の一方の短辺部に、回動中心となる回動軸部を設け、他方の短辺部に、前記制御基板装置を着脱するための基板出入口を設けたことを特徴とする請求項2又は3に記載の遊技機。

【請求項5】

前記制御基板装置の少なくとも一部が前記筐体の前面開放部よりも遊技機前方に移動できるようにして前記第2台座部材を回動させる構成としたことを特徴とする請求項2乃至4のいずれかに記載の遊技機。

【請求項6】

前記第2台座部材と前記制御基板装置とにそれぞれ封印部を設け、該封印部における封印処理により第2台座部材と制御基板装置とを離脱不能とし、封印後の破壊処理により封印履歴を残した状態で第2台座部材と制御基板装置とを離脱可能とすることを特徴とする請求項1乃至5のいずれかに記載の遊技機。

【請求項 7】

前記第2台座部材上に前記制御基板装置を搭載した状態で、これら両部材に跨るようにして、再貼付不可能な封印ラベル体を貼付したことを特徴とする請求項1乃至6のいずれかに記載の遊技機。

【請求項 8】

前記第2台座部材は、前記第1台座部材から分離不可能となっていることを特徴とする請求項1乃至7のいずれかに記載の遊技機。